

認証保育所に対する都税の減免について

減免の対象

- 不動産取得税
直接認証保育所の用に供する不動産の取得。
ただし、認証保育所の設置者が取得する場合があります。
- 固定資産税・都市計画税（23区内）
直接認証保育所の用に供する固定資産。
- 事業所税（23区内）
直接認証保育所の用に供する施設。

減免の割合

全額減免（10割）。
ただし、直接認証保育所の用に供する部分に限ります。

減免の手続

減免を受けるためには、減免申請書等を都税事務所長等に提出する必要があります。

※固定資産税・都市計画税及び事業所税については、減免申請期限があります。期限を過ぎると減免を受けることができません。

問い合わせ先

○不動産取得税、固定資産税・都市計画税については、
当該認証保育所の所在する区の都税事務所

○事業所税については、
主たる事業所等の所在する区を所管する都税事務所

<事業所税の所管都税事務所>

所管都税事務所	所管区域
千代田都税事務所	千代田区・文京区・北区・荒川区・足立区
中央都税事務所	中央区・台東区・墨田区・江東区・葛飾区・江戸川区
港都税事務所	港区・品川区・大田区
新宿都税事務所	新宿区・目黒区・世田谷区・渋谷区・中野区・杉並区・豊島区・板橋区・練馬区

※各都税事務所の連絡先は、主税局ホームページの「都税事務所等一覧」をご覧ください。
URL：<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>